

やすらぎ福祉課からのお知らせ

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課 福祉班 ☎52-2111

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。

○手当支給月額

1級↓51,100円
2級↓34,030円

- 次の場合は手当を受けることができません。
 - ①児童が日本国内に住んでいないとき
 - ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき
 - ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

特別障害者手当

20歳以上で、身体・知的または精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

○手当支給月額／26,620円

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき（ショートステイは除く）
- ②病院に3ヶ月以上入院しているとき

障害児福祉手当

20歳未満で、身体・知的または精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給されます。

○手当支給月額／14,480円

○次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき（ショートステイは除く）
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

すでに手当を受けられている方へ

すでに手当を受けている方は、その手当に応じて、いろいろな届出をする義務があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかった場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返していただくことがありますので、必ず忘れずに届出を「ついでにやろ」。

たとえば、

- ・障害程度に変動があったとき
- ・住所を変更したとき
- ・所得更正されたとき
- ・所得の高い扶養義務者と生計をとともに、または、別にするようになったとき など

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を受けるためには、必要書類を添えて申請が必要です。

児童扶養手当額

児童1人

全部支給(月額)	42,000円
一部支給(月額)	41,990円 ～9,910円

※第2子は5,000円加算、第3子以降は1人につき3,000円加算

ただし、申請者や生計同一の扶養義務者の所得受給状況によって支給制限があります。

※請求者又は児童が公的年金給付等を受給している場合は、その公的年金給付等の額が児童扶養手当の額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

○次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。
- ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき。
- ③父（母）が婚姻しているとき。（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む）

